

## 7 公正競争規約制度

### 1 制度の趣旨

不当な表示や過大な景品の提供を規制するためには、法律による行政処分や罰則だけでは必ずしも十分とはいえません。あらゆる表示や景品に対し、行政の監視の目を光らせることは事実上不可能だからです。

不当な表示や過大な景品提供は販売促進の手段として行われ、波及性や累進性を有していますので、それぞれの業界で、事業者自らが表示や景品の自主規制を行い、問題となる行為の未然防止を図ることが効果的です<sup>1</sup>。

このような趣旨から、表示や景品に関する事項について、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための業界による自主規制手段として、公正競争規約制度が設けられています。

事業者は、通常はこれを守っていれば景品表示法に違反することはありません。

### 2 認定の手續と基準

事業者又は事業者団体が公正競争規約を設定しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受ける必要があります。規約が認定されるためには、次の4つの要件が必要です（第31条第2項）。

- ① 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。
- ② 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- ③ 不当に差別的でないこと。
- ④ 公正競争規約に参加し、又は当該規約から脱退することを不当に制限しないこと。

### 3 公正競争規約の内容

公正競争規約には、「表示規約」と「景品規約」があります。

表示規約で一般的に規定されている事項は、

- ① 「必要表示事項」：商品やチラシに必ず表示しなければならない事項
- ② 「特定事項の表示基準」：商品名に冠したり、原材料について強調するため、その商品・サービスや業界に特有な用語等を用いるに当たり、その用語を使用できる場合の基準
- ③ 「不当表示の禁止」：成分又は原材料について、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示といった一般的な事項を禁止するほか、客観的な根拠に基づかない「特選」等の表示、原産国について誤認されるおそれの表示などを不当表示として禁止するなどを規定しています。

景品規制で一般的に規定されている事項は、

<sup>1</sup> 景品表示法改正案に対する附帯決議（平成26年11月18日参議院消費者問題特別委員会）  
「7、全ての不当表示を行政機関のみで監視することは困難であることに鑑み、不当表示の未然防止を図るための手段として、事業者自らが表示の自主ルールの設定を可能とする公正競争規約制度のより一層の普及を促進すること。」

- ① 「懸賞による景品類の提供の制限に関する事項」
- ② 「総付景品類の制限に関する事項」

で、原則として、内閣総理大臣が景品類について定めている告示の内容に沿ったものとなっています。

公正競争規約は事業者による自主的なルールですから、非加入者（アウトサイダー）には規約の適用は及びません。アウトサイダーが規約の表示義務を守らないというだけで、直ちに景品表示法上の不当表示に該当するとはいえませんが、大多数の同業者が規約に加入して規約に従った適正な表示をしているのに、一部のアウトサイダーが紛らわしい表示をしているような場合には、「他の競争者のものよりも著しく優良であると誤認される」ものであるとの認定がしやすくなります。この点で規約は、間接的にアウトサイダーによる不当表示の防止にも役立っているといえます。

令和3年3月末現在、表示に関する規約は65件、景品に関する規約は37件、合計102件となっています。

## 4 公正取引協議会

### (1) 公正取引協議会の役割

公正取引協議会は、公正競争規約を運用することを目的として設置された機関で、規約に係る業界に設置されています。

協議会の主な活動内容は以下のとおりです。

- ① 公正競争規約の周知
- ② 公正競争規約についての相談
- ③ 公正競争規約の違反の疑いに関する調査
- ④ 表示に関する一般的な調査
- ⑤ 一般消費者からの苦情処理に関すること

公正取引協議会は、食料品、酒類、家電・家庭用品、化粧品、出版・サービス、自動車等、不動産、金融等の業界に設置されており、令和3年3月末現在、78の協議会があります。

### (2) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

公正競争規約を運用している公正取引協議会の連合会として一般社団法人全国公正取引協議会連合会が置かれています。

同連合会は、公正競争規約の運用を円滑・効果的に行うため、会員である公正取引協議会との連携の下に、規約の普及・啓発、遵守状況調査、相談・苦情の処理、規約・景品表示法に関する調査・研究等の事業を行っています。